

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和3年5月28日（令和3年（行情）諮問第221号）

答申日：令和4年2月3日（令和3年度（行情）答申第507号）

事件名：特定税務署評価専門官部門の超過勤務命令簿（平成29年分）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「評価専門官部門の平成29年1月から平成29年12月分までの超過勤務命令簿」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「超過勤務等命令簿（ただし、平成29年1月分～12月分の評価専門官及び評価専門官付職員に係るもの）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年2月18日付け特定記号第49号によりA税務署長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

開示請求者が求めた行政文書名が相違している。

又、評価専門官には超過勤務があるのですか？

私は評価専もんかんの方の超過勤務命令簿を請求したのではない。

今まで各署（名古屋国税局かんないの評価専門かん配置署）では、評価専もんかんの決定をしてもらったことがない。

特定都道府県のB税務署では3回程、評価専もん官部門で開示決定されている。そして、資料ももらっている。

・ 請求した資料がとどきました。（令和3年3月1日）12枚

これをみますと、私がもとめたものではない。

資産課税部門の職員の方ではないのか？

・ 評価事務のためが12枚とも資産課税事務となっている。

職員が、特定職員1，特定職員2，特定職員3，特定職員4，特定職員5の5人なら、12ヶ月×5＝60枚になるのではないのか

資料をかくしていませんか。

評価事務の従事内容がない。

29年11月分は、特定職員6しかない。

この方は評価せんもんかんなのですか。

又、従事事務の内容が納税表しょうしきとある。

そして、この方は2月とか3月とかがない。

名古屋国税局の評価専もんかんの配置署では、各月残業をしていなくても、つくっている。

つくっていないのでしょうか。それとも、資料を不開示とする理由があるのでしょうか。

(略)

もらった資料，12枚てんぷします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った法9条1項に基づく開示決定（原処分）について、原処分を取消し、追加の文書の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりである。

3 審査請求人が請求する文書について

審査請求人は、名古屋国税局管内税務署の開示決定を例に、超過勤務等命令簿は超過勤務をしていなくても作成しており、評価専門官付職員が5人なら本件対象文書の枚数は12ヶ月×5＝60枚になり、本件対象文書のほかに開示請求の対象として決定すべき文書が存在すると主張していることから、以下検討する。

(1) 原処分に係る行政文書開示決定通知書において、本件対象文書の枚数は12枚と記載されており、原処分で特定した文書の枚数と同数であると認められる。

(2) 処分庁に対し、本件対象文書の作成について確認したところ、以下のとおりである。

ア 「人事院規則9-7（俸給等の支給）の運用について」13条において、職員に対し超過勤務を命じた場合には、超過勤務等命令簿にその年月日等を記載することとされている。

イ A税務署の評価専門官においては、超過勤務等命令簿を毎月分は作成しておらず、超過勤務を命令した月のみ作成している。

ウ 超過勤務を命令していない月の超過勤務等命令簿の作成について、特段の規定はない。

(3) したがって、A税務署において、本件対象文書のほかに平成29年1

月分～12月分の評価専門官及び評価専門官付職員に係る超過勤務等命令簿を作成・保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記3の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、A税務署において、本件対象文書のほかに開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年5月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月23日 審議
- ④ 令和4年1月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他に対象となる文書が存在するとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア A税務署には、財産評価事務を行う評価専門官と、その下に評価専門官付の職員が配置されており、これらの外に、「評価専門官部門」と把握され得る部署又は職員はない。

イ A税務署には、平成29年1月から同年12月までの間において、評価専門官が1名、評価専門官付が5名配置されていた。本件対象文書に記載された6名の職員は、いずれも当該期間中に在籍した評価専門官付の職員である。

ウ 評価専門官は、俸給の特別調整額（管理職手当）の支給対象となる管理監督職員に該当するため、超過勤務手当の支給対象外であり、実際に上記イの期間における評価専門官の超過勤務等命令簿は作成されていない。

エ A税務署を含む東京国税局管内の税務署においては、「人事院規則9-7（俸給等の支給）の運用について」13条関係に規定する超過勤務等命令簿の作成については、超過勤務等命令簿の様式を用意して

おいた上で、職員に超過勤務を命じた場合に当該職員の氏名等及び超過勤務の内容を記入させることとしており、あらかじめ（超過勤務を命じていない月を含めて）全職員の氏名等を記入した形で超過勤務等命令簿を作成することはしていない。

オ 本件審査請求を受けて、念のため、担当部署において、執務室内の書庫、書棚等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

- (2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書を確認したところ、これらは6名の職員に係る平成29年2月分（5名分）、同年3月分（5名分）、同年4月分（1名分）及び同年11月分（1名分）の超過勤務等命令簿であり、いずれも「所属」欄に「評価専門官」と記入されていることが認められる。

また、諮問庁から、平成29年1月から同年12月までの間におけるA税務署の職員の氏名等が分かる資料の提示を受け、当審査会において確認したところ、上記（1）ア及びイに沿う内容であり、当該6名の職員は、いずれも当該期間中に在籍していた評価専門官付の職員（当該期間中に異動した者を含む。）であると認められる。

したがって、本件対象文書はいずれも本件請求文書に該当するものと認められる。

- (3) 諮問庁から、俸給の特別調整を行う官職の指定に関する資料の提示を受け、当審査会において確認したところ、評価専門官は、俸給の特別調整額の支給対象であることが認められる。

そして、当審査会において、一般職の職員の給与に関する法律の規定を確認したところ、俸給の特別調整額の支給対象である管理監督職員には、超過勤務手当の規定（同法16条）は適用しないこととされている（同法19条の8第2項）。

したがって、諮問庁の上記（1）ウの説明を否定する事情は認められない。

- (4) 当審査会において、「人事院規則9-7（俸給等の支給）の運用について」13条関係の規定を確認したところ、「各庁の長又はその委任を受けた者は、超過勤務等命令簿を作成し、職員に超過勤務（中略）を命じた場合は（中略）その年月日、職員の氏名（中略）をこれに記入させることとしており（1号）、上記（1）エの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

- (5) これに加え、上記（1）オの探索の範囲等も不十分とはいえ、他に本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められない。

したがって、A税務署において、本件対象文書の外に特定すべき文書

を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、行政文書開示決定通知書の「行政文書の名称」欄に上記第1に掲げる本件対象文書の名称を記載して原処分を行ったものであるが、上記2（1）ウの諮問庁の説明を踏まえれば、「評価専門官」に係る超過勤務等命令簿は保有していないというのであるから、同欄の記載は、特定された文書の名称が正確に記載されたものではないと認められる。

処分庁においては、今後の開示決定等において、この点につき、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、A税務署において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好